

04

多様な職業紹介サービスが受けられるようになります

(職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進)



●規制改革前

有料職業紹介事業者は、年収1,200万円を超える経営管理者、科学技術者等一定の者以外からは、手数料を徴収してはいけませんでしたが、また、ハローワーク業務の民間委託もそれほど進んでいませんでした。

●規制改革後

2004年3月から、年収要件を1,200万円から700万円に引き下げるとともに、年収700万円を超える熟練技能者からも手数料を徴収してもよいことになりました。また、2004年度からは、ハローワークで長期失業者の就職を支援する業務が、民間に委託されることになりました。

●規制改革の効果

有料職業紹介事業者により、求職者のニーズを一層踏まえた職業紹介が行われることが期待されます。また、民間委託によって、多様な失業者就職支援サービスが期待されます。

